

## 介護サービス御利用までのお手続きの流れ

### 居宅介護支援（ケアプラン作成）とは…

御利用希望のお客様が適切な弊社の介護サービスを利用できるよう、また共に介護をされるご家族にとっても安心した介護生活と暮らし送れるよう、弊社のどんな内容の介護サービスをいつ、どのくらいの期間利用するのが良いか、最適・最善のケアプラン【介護プラン】を作成することです。

ご利用のお客様の心身の状態にあわせ、またお客様ご本人とご家族の要望をお聞きしまして作成します。弊社スタッフが真心を込めて介護内容。価格なども考慮しまして丁寧に確実に最適なプランを作製します。

**※ケアプラン作成サービスは全額介護保険負担となりますので、お客様のご負担はありません。**

介護保険料を納めていない方は全額自己負担となる場合がありますのでご了承ください。

詳しくは、お問い合わせ下さい。

常にお客様の立場にたった計画作成を徹底します。

指定居宅介護支援の提供にあたっては、厳重にお客様の意思および人格を尊重し、常にお客様の立場にたってお客様に提供されるサービスが不当・不備のないように公正中立に行います。

## 介護保険申請代行サービスとは

介護保険サービスを受けるためには、市区町村などの窓口で申請を行い、要支援・要介護認定を受ける必要があります。この申請手続きは、サービスをご利用になるご本人やご家族様にて行うこともできますが、介護センター みらいの居宅介護支援事業所では、お客様に代わり無料で代行させていただきます。

\* 介護予防・日常生活支援総合事業が平成 27 年 4 月より施行されています。詳しくは市区町村介護保険課または、当事業所へお尋ね下さい。

お役たち帳

<http://care-mirai.com/link.html>

厚生労働省ガイドライン

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/0000088276.pdf>




\* 市町村町総合事業説明会

介護保険サービス御利用までのお手続きの流れ


 介護保険の認定申請をお住まいの市町村へ申請します

ご本人、もしくはご家族の申請が原則ですが、ケアマネージャーが代行することも可能です。ご相談下さい。

 市町村による、調査・審査が行われ  
要介護度の判定があります

 認定 要介護と判定された方は、居宅介護支援事業者へ、  
ケアプラン作成を依頼してください

要支援の場合は、お住まいの市役所もしくは町村役場へご相談下さい。

 ケアマネージャーがケアプランを作成し、  
介護保険のサービスを利用することができます

※ケアプラン作成サービスは全額介護保険負担となりますので、お客様のご負担はありません。

## アフターフォロー体制

ケアプランに沿って介護サービスを利用されるようになった後も、ADL(日常生活動作)の向上を目指し、サービス事業者と連携のもとケアプラン作成の継続ができるようモニタリングを行います。

## 研修の重視

職員の教育・研修を重視しています。



**自治体や他の介護施設との連携**

市区町村、老人介護支援センター、他の居宅介護支援事業所、介護保険施設、地域包括支援センター等との連携に努めます。

## 常にお客様の立場にたった計画作成

指定居宅介護支援の提供にあたっては、お客様の意思および人格を尊重し、常にお客様の立場にたってお客様に提供されるサービスが不当に偏ることのないよう公正中立に行います。

## 介護予防・日常生活支援総合事業（地域包括ケアシステム）

（特に新規に介護保険申請をおこなう方、更新申請をおこなう方などは、市区町村介保険課または指定居宅介護支援事業所などにご相談ください。）

介護予防・日常生活支援総合事業が平成 27 年 4 月より各市区町村で実施されております。

詳しい内容は市区町村窓口へお尋ね下さい。

お役たち帳

<http://care-mirai.com/link.html>

厚生労働省ガイドライン

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/0000088276.pdf>